

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☞ 有限会社から株式会社への変更

Q：当社は有限会社ですが、株式会社に変更したいと思っています。変更した場合、有限会社の時と株式会社になってからと2回決算をするのでしょうか。

A：有限会社から株式会社に変更しても、決算期が中断されることはありません。

【解説】

有限会社を株式会社にすることを組織変更といいます。組織変更をしても、会社は組織変更前も後も同一性が維持されますので、決算期が中断されることはなく、商号変更の届出を税務署などへ提出するだけです。

なお、組織変更の手続きは次のとおりです。

- (1)社員総会において、組織変更の決議（総社員の半数以上で、総社員の議決権の4分の3以上を有する者の同意による決議）が必要です。
- (2)組織変更反対の社員に持分買取請求権を行使する機会を与えるため、組織変更を決議すべき総会の招集通知に組織変更に関する議案の要領を記載しなければなりません。
- (3)会社は、組織変更の決議の日から2週間以内にその決議の内容を公告し、かつ社員および債権者には個別に通知をしなければなりません。
- (4)組織変更の決議において定めた資本の総額がその決議当時の資本の総額より少ない場合には、債権者保護手続が必要です。
- (5)有限会社については解散の登記を、株式会社については設立の登記を同時にしなければなりません。

